5　業務
(一)　負担金
原子力事業者（実用発電用原子炉又は実用再処理施設を設置し、原子炉の運転等をしているものをいう。以下同じ。）は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるため、機構に対し、負担金を納付しなければならないこととした。（第三八条～第四〇条関係）
(二)　資金援助
(1)　通則
原子力事業者は、その損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額を超えると見込まれる場合には、原子力事業者に対する資金の交付（以下「資金交付」という。）等の措置（以下「資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができることとした。（第四一条～第四四条関係）
(2)　特別事業計画の認定等
機構は、資金援助の申込みがあった場合において、資金交付に要する費用に充てるため、国債の交付を受ける必要があるときは、運営委員会の議決を経て、申込みを行った原子力事業者と共同して、原子力事業者の経営の合理化のための方策、原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するための原子力事業者による関係者に対する協力の要請その他の方策等を記載した計画を作成し、主務大臣の認定を受けなければならないこととし、その際、機構は、当該原子力事業者の資産に対する厳正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しを行うとともに、当該原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認しなければならないこととした。（第四五条～第四七条関係）
(3)　特別資金援助に対する政府の援助
政府は、機構が資金援助に係る資金交付を実施するために必要となる資金の確保に用いるため、国債を発行することができることとし、それでもなお当該資金交付に係る資金に不足を生ずるおそれがあると認めるときに限り、必要な資金を交付することができることとした。（第四八条～第五一条関係）
(4)　負担金の額の特例
(一)の認定を受けた原子力事業者（以下「認定事業者」という。）が、特別期間内の事業年度に納付すべき負担金の額は、(一)の負担金の額に特別負担金額（認定事業者が追加的に負担することが相当な額として機構が事業年度ごとに定める額をいう。）を加算した額とすることとした。（第五二条関係）
(三)　損害賠償の円滑な実施に資するための相談その他の業務
機構は、資金援助を行った場合には、原子力損害を受けた者からの相談に応ずるほか、資金援助を受けた原子力事業者から、その保有する資産の買取りを行うことができることとした。また、機構は平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二三年法律第九一号）の定めるところにより、仮払金の支払に関する事務の一部を行うことができることとした。（第五三条～第五五条関係）
6　財務及び会計
機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないこととし、特別資金援助を行った場合には、当該残余があるときは、国債の償還を受けた額の合計額から既に国庫に納付した額を控除した額までを限り、国庫に納付しなければならないこととした。（第五六条～第六三条関係）
7　政府による資金の交付
政府は、著しく大規模な原子力損害の発生その他の事情により、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼす過大な額の負担金を定めることとなり、国民生活及び国民経済に重大な支障を生ずるおそれがあると認められる場合に限り、予算で定める額の範囲内で機構に対し必要な資金を交付することができることとした。（第六八条関係）
8　検討
原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方等の検討に関する規定を設けることとした。（附則第六条関係）
9　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇歯科口腔保健の推進に関する法律（法律第九五号）（厚生労働省）

1　目的
口腔（くう）の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、その基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、国民保健の向上に寄与することを目的とした。（第一条関係）
2　基本理念
歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならないこととした。（第二条関係）
(一)　国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
(二)　乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
(三)　保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。
3　国、地方公共団体等の責務
歯科口腔保健の推進に関し、国、地方公共団体、歯科医師等、国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者及び国民の責務を規定することとした。（第三条～第六条関係）
4　各種施策の推進
国及び地方公共団体は、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨、障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策、歯科疾患の予防のための措置、口腔の健康に関する調査及び研究の推進等について必要な施策を講ずることとした。（第七条～第一一条関係）
5　歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等
厚生労働大臣は、4の施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めることとし、都道府県はその基本事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、4の施策の総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならないこととした。（第一二条及び第一三条関係）
6　財政上の措置等
国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとした。（第一四条関係）
7　口腔保健支援センター
都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、4の施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う口腔保健支援センターを設けることができることとした。（第一五条関係）
8　施行期日
この法律は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二五三号）（総務省）

1　公職選挙法の選挙人名簿の登録に関する規定の取扱いについて定めた規定を削除することとした。（第一条関係）
2　この政令による改正後の東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条の規定により行われる選挙から適用することとした。（附則第二条関係）
3　この政令は、公布の日から施行することとした。
